

令和7年度 小松市上下水道事業経営懇話会

日時 令和7年12月25日(木)
15時30分～
場所 第一地区コミュニティセンター
セミナールームA・B

第4回 資料

小松市上下水道局

目 次

- 1 前回ふりかえり
- 2 使用料水準の検討
- 3 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料の検討

1 前回 ふりかえり

1-1 使用料水準の検討 3パターン提示

使用料水準			使用水量階層の使用料単価		
基本的な考え方		水準案	基本的な考え方		
①	経費回収率100%達成を図る	14%	•現在30m³以下は平均使用料単価より低く、使用水量が多いほど高い •使用料単価は30m³以下は県内でも安く、31m³以上は県内でも高い •大口排水者に更に負担をいただくことは適当か		
②	直ちに赤字解消を図る	20%			
③	将来、増額する更新費に備える	36.8%	※R6平均使用料単価(全階層)137.01円		

格差緩和

A案：1~30m³の階層のみ改定し、31m³以降との格差の緩和を図る

B案：30m³以下の階層の改定率を抑えつつ格差緩和を図る(31m³以上は30m³以下のおよそ1/2)

区分	現 行	一 律			改定率	A 1~30m³のみ			B 1~30m³ 重点的		
		m³	単価(円)	単価(円)		単価(円)	改定額(円)	改定率	単価(円)	改定額(円)	改定率
格 差	基本使用料 1~10	1,150	1,310	160	14.0%	1,390	240	20.9%	1,350	200	17.4%
	11~30	115	131	16		139	24		135	20	
	31~50	175	200	25		175			189	14	8.0%
	51~100	180	206	26		180			194	14	
	101~200	185	211	26		185			200	15	
	201~500	190	217	27		190			205	15	
	501~1000	195	223	28		195			209	14	
	1001~	200	229	29		200			214	14	7.0%
(格差)		(60円)	(69円)			(36円)			(54円)		

1 前回 ふりかえり

1-2 主なご意見

- ・使用水量1-30m³に重点的に適用した方が、31m³以降の価格差にも配慮し、使用者全体で負担している印象があり現実的である
- ・値上げは市民も納得すると思うが、一般家庭ばかり高く上げると反発が出るのではないか
- ・早急に経費回収率を上げようとするならば、使用水量30m³以下もある程度上げていかないと解決しない
- ・近年、物価高で皆さん神経質になっているので、20%を超える値上げはなかなか納得してもらえない
- ・使用水量31m³以上を高くすることで大口の人が節水を始めると収入が減ってしまうことも考えられる



3 第4回 懇話会

14%案をベースとし、各使用水量階層で改定率を検討する
(B案を中心にして、A案、一律に近い案を提示)

2 使用料水準の検討

2-1 一律に近づけた試算

5パターン B案 B-①案 B-②案 B-③案 B-④案
(次ページ)

税 抵

		参考 ←		一律14% に近づけた試算						基 準					
区 分	現 行	一律 14%		B-① 基本使用料16.2% 11~30m³ 16.5%			B-② 基本使用料17.0% 11~30m³ 17.4%			B 17.4%					
		使用水量階層の各区分に 一律に適用		・一般家庭等に配慮 30m³まで16%台に抑制 ・格差はほぼ横ばい			・基本使用料を縮小 30m³まで17%台とし、 一般家庭に配慮しつつ、 格差は正とのバランス を図る			・第3回懇話会提示 (若干修正) ・今回検討の基準となる 水準 1-30m³重点的					
m³	単価 円	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %		
基本使用料 1-10	1,150	1,310	160		1,336	186	16.2	1,345	195	17.0	1,350	200			
格差 11-30	115	131	16		134	19	16.5	135	20	17.4	135	20	17.4		
31-50	175	200	25		192	17		190	15		189	14			
51-100	180	206	26		197	17		195	15		194	14	7.7		
101-200	185	211	26		202	17		199	14		199	14			
201-500	190	217	27		207	17		204	14		204	14			
501-1000	195	223	28		212	17		209	14		209	14	7.1		
1001-	200	229	29		217	17	8.6	214	14	7.1	214	14	7.1		
增收分(平均改定率)	157	百万円 (14.0%)			157	百万円 (14.0%)		158	百万円 (14.1%)		159	百万円 (14.2%)			
格差(現行60)円		69				58			55			54			
累進度(現行1.74)		1.75				1.62			1.59			1.59			
※累進度：最も高い単価を最も低い単価で除したもの					B案より基本使用料1.2%抑制 格差2円縮小 (B案より4円増加)			B案より基本使用料0.4%抑制 格差5円縮小 (B案より1円増加)			31m³以上の改定率は、 30m³以下の半分程度 格差は6円縮小				
※改定%：区分の平均値で表示															

2 使用料水準の検討

2-2 A案に近づけた試算

税 抵

		基 準			A案 (1-30m³のみ)に近づけた試算						参 考					
区 分	現 行	B 17.4%			B-③ 基本使用料 17.8% 11~30m³ 18.3%			B-④ 基本使用料 18.6% 11~30m³ 19.1%			A案 1-30m³のみ 20.9%					
		・第3回懇話会提示 (若干修正) ・今回検討の基準となる 水準 1-30m³重点的			・30m³での格差是正 (60円 →50円) を図る ・県内でも高い単価設定で ある500m³以上では改定 率を抑制			・一般家庭を20%未満に抑 る ・30m³での格差是正 (60円 →46円) を図りつつ、累進 度1.5倍程度に抑える			・第3回懇話会提示 ・1-30m³のみ見直し ・格差是正を図る					
m³	単価 円	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %	単価 円	改定額 円	改定 %			
基本使用料 1-10	1,150	1,350	200	17.4	1,355	205	17.8%	1,364	214	18.6%	1,390	240	20.9%			
格差 11-30	115	135	20		136	21	18.3%	137	22	19.1%	139	24				
31-50	175	189	14		186	11	6.0%	183	8	4.4%	175	0	0.0%			
51-100	180	194	14		191	11		188	8		180	0				
101-200	185	199	14		196	11		193	8		185	0				
201-500	190	204	14		201	11		198	8		190	0				
501-1000	195	209	14	7.1	205	10	5.1%	202	7	3.5%	195	0	0.0%			
1001-	200	214	14		210	10		207	7		200	0				
增收分 (平均改定率)	159	百万円 (14.2%)			158	百万円 (14.1%)		158	百万円 (14.1%)		158	百万円 (14.1%)				
格 差(現行60)円		54			50	46			36			1.44				
累進度(現行1.74)		1.59			1.54	1.51										
		30m³以下の改定率は、 31m³以上の約2.2倍 格差は6円縮小			30m³以下の改定率は、 31m³以上の3倍 格差は10円縮小 (A案より14円増加)			30m³以下の改定率は、 31m³以上の4.3倍 格差は14円縮小 (A案より10円増加)								

2 使用料水準の検討

2-3 各使用水量の使用料金(改定率比較)

20m³使用時の使用料金は、いずれのパターンも改定後県内11市中6位

赤文字:現行からの増加額(増加率)

青文字:使用料金／使用水量 単位:円
税込

使用水量 (m ³)	モデル	現 行	参 考 一 律	1-30m ³ の改定率				
				B-①	B-②	B	B-③	B-④
10	単身世帯	1,260	1,440 +180 (+14.3%)	1,460 +200 (+15.9%)	1,470 +210 (+16.7%)	1,480 +220 (+17.5%)	1,490 +230 (+18.3%)	1,500 +240 (+19.0%)
20	2~3人世帯	2,530	2,880 +350 (+13.8%)	2,940 +410 (+16.2%)	2,960 +430 (+17.0%)	2,970 +440 (+17.4%)	2,980 +450 (+17.8%)	3,000 +470 (+18.6%)
30	3~5人世帯・ コンビニ	3,790	4,320 +530 (+14.0%)	4,410 +620 (+16.4%)	4,440 +650 (+17.2%)	4,450 +660 (+17.4%)	4,480 +690 (+18.2%)	4,510 +720 (+19.0%)
50	5~7人世帯・ 事務所	7,640	8,720 1,080 (+14.1%)	8,640 1,000 (+13.1%)	8,620 980 (+12.8%)	8,610 970 (+12.7%)	8,570 930 (+12.2%)	8,540 900 (+11.8%)
100	飲食店(カ フェ・軽食)	17,540	20,050 2,510 (+14.3%)	19,470 1,930 (+11.0%)	19,350 1,810 (+10.3%)	19,280 1,740 (+9.9%)	19,070 1,530 (+8.7%)	18,880 1,340 (+7.6%)
500	スーパー・ 工場	100,590	114,870 14,280 (+14.2%)	110,000 9,410 (+9.4%)	108,560 7,970 (+7.9%)	108,490 7,900 (+7.9%)	106,960 6,370 (+6.3%)	105,450 4,860 (+4.8%)
1000	商業施設・工 場・ビジネス ホテル等	207,840	237,520 29,680 (+14.3%)	226,600 18,760 (+9.0%)	223,510 15,670 (+7.5%)	223,440 15,600 (+7.5%)	219,710 11,870 (+5.7%)	216,550 8,710 (+4.2%)
增收額(税込)				173 百万円	173 百万円	174 百万円	175 百万円	174 百万円
								174 百万円

3 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料の検討

3-1 使用料の見直し 井戸水汚水の算式に一般汚水で決定した水準の増加額を当てはめ、順に算出

- 現行: 井戸水汚水 105円/m³ 公衆浴場汚水(井戸水公衆浴場汚水) 55円/m³ (税抜)
使用料=単価/m³×使用水量
- 基本的な考え方(第3回で提示済)

- ・井戸水汚水を一般汚水と同様の使用料体系にすると影響が大きい
- ・一般汚水と同じ改定率では差が縮小しない
- ・井戸水汚水は1~30m³と同様の改定率ではなく、増加額で見直す(改定率より大きくなる)
- ・公衆浴場汚水は、井戸水汚水の価格比で見直す

例 一般汚水14%(1~30m³重点)見直しとした場合

- ① 井戸水汚水の使用料を一般汚水の1~30m³ 11~30m³と同様の増加額で見直す

一般汚水 B 1~30m ³ 重点的		
単価円	改定額円	改定%
135	20	17.4%

この例では20円増
井戸水汚水
現行105円 + 20円 =
125円 ……C

② 公衆浴場汚水と井戸水汚水の価格比
現行55円／現行105円 = 0.523
125円(c) × 0.523 = 65円

公衆浴場汚水(井戸水公衆浴場汚水)
65円

- 今回の見直し(増加額を当てはめる)

井戸水汚水

$$\text{現行}105\text{円} + [\quad]\text{円}(\text{増加額}) = [\quad]\text{円}$$

水準として適切とした11~30m³と同様の増加額

公衆浴場汚水(井戸水公衆浴場汚水)

公衆浴場汚水と井戸水汚水の価格比

$$\text{現行}55\text{円} / \text{現行}105\text{円} = 0.523$$

左記の井戸水汚水

$$[\quad]\text{円} \times 0.523 = [\quad]\text{円}$$